

No.319

2021年10月5日

林野庁屋久島森林生態系保全センタ

バックナンバーや屋久島国有林における入林申請等は こちらにあります

http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/yakusima_hozen_c/



鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦1577-1 TEL0997-42-0331 FAX0997-42-0333

屋久島憲法100周年記念シンポジウムの開催について(9月14日)

本年11月6、7日屋久島総合センターにおいて、屋久島憲法100周年記念シンポジウム(主 催:一般財団法人自治総合センター、「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」実行委員会)を 開催します。この度、シンポジウムのPRポスターが決定したので紹介します。

ポスターは、2点とも屋久島在住の方が制作されたものです。対照的な作品の中に「屋久島 憲法」を通じ、屋久島の森と人との歴史、貴重な記憶と財産を未来に引き継ぐ様子が表現され た作品となっています。このポスターをきっかけに、本シンポジウムに多くの方が関心を寄せ てくださればと思います。

「屋久島憲法」とは、大正10年に国が示した屋久島の振興策を指すもので、正式には「屋久 島国有林経営の大綱」と言います。

屋久島憲法ができた背景には、明治政府による地租改正によって、屋久島の山林の約8割を 官林(国有林)として区分されたため、それまで慣行的に行ってきた薪などの採取ができなく なったことがあります。当時、燃料の殆どを薪に依存していた住民にとって、薪が採取できな くなることは、まさに死活問題でした。

屋久島の森林の所有権を巡る国と住民の対立は、その後約16年に及ぶ係争と混乱へとつな がっていきました。この事態の収拾を図るため、国が屋久島の住民に示したものが「屋久島憲 法」です。屋久島憲法には「地元住民のために国有林の一部を利用する、燃料となる薪や建築 資材を提供する、林業作業を行う際の雇用は地元住民へ配慮する、地場産業であるトリモチ製 造への資材を供給する、林道や島周回道路港湾などの建設を進め、住民への便宜、建設費用の 配慮等を行う」としています。

この「屋久島憲法」から、今年で100年 目となります。時代のすう勢により、屋 久島の森と人との関わりも変わって来ま した。先人が苦労し勝ち取った「屋久島 憲法」を通じ、屋久島の森を今後どのよ うに後世に引き継ぐべきか考える機会と なることを期待します。「屋久島憲法100 周年」については、現在、本紙において 中島成久氏に寄稿いただいています。詳 しくは、本紙7月号 (No.316) ~12月号 (予定) の掲載記事をご覧ください。





山岳部利用のあり方検討会(9月2日)

環境省が主催する「令和3年度第2回屋久島世界自然 遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討会」が WEB会議方式で開催されました。

本検討会では、世界自然遺産地域を含む屋久島国立公 園の山岳部の自然環境の保全と、屋久島らしい質の高い 利用体験の提供を目的に「屋久島山岳部適正利用ビジョ ン」の策定について検討して来ましたが、今回で最終回 となることからビジョンの取りまとめについて議論し ました。



保全センター会場の様子

ビジョン最終案では、登山者が安全に登山道を利用で

きる様、新たな情報提供として「利用体験ランク」の策定や、自然環境及び人為的影響等を把握 するためのモニタリング調査の充実等を盛り込むこととしました。

一方で、山岳トイレのし尿処理、登山道の整備と維持管理、トロッコ軌道の維持、豪雨等によ る安全対策等については、引き続き検討すべき事項として、関係機関・団体において今後も協議 していくこととし、本検討会は今回で一旦区切りを付けることとなりました。

縄文杉登山をされる皆様へ

縄文杉周辺では、植生の回復を講じるために立入禁止区域を 設置し、縄文杉とその周辺植生を保護しています。しかし立入 禁止区域内に侵入するルールを無視した登山者が多々確認さ れています。

屋久島の象徴である縄文杉を守るため、必ずデッキから観賞 し立入禁止区域内には絶対入らないようご協力をお願いしま す。



ルールを無視した登山者

非常勤職員の募集について

当センターでは非常勤職員(①事務系1名 ②グリーンサポートスタッフ1名)を募集して います。なお募集内容は以下のとおりです。

- ■募集期間 ①②とも(令和3年9月21日~令和3年10月13日) 応募多数の場合は早めに締め切る場合があります。
- ■雇用期間 ①②とも(令和3年11月1日~令和4年3月31日)
- ■仕事内容 ①一般事務全般 (パソコンを使用したデータの入力など) ②森林パトロール (国有林の巡視、登山マナー指導など)
- ■勤務形態 ①週3日(1日5時間勤務)
 - ②週2日(1日7時間45分勤務) ハローワークの紹介状が必要になります。
 - なお勤務日数等詳細についてはハローワークか当センター(0997-42-0331) までお問い合わせください。
 - *ホームページの新着情報でもご覧になれます。

http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/yakusima hozen c/



■その他

屋久島憲法100周年(第4回)

- 共用林組合の盛衰 -

<mark>中島 成久 (法政大学名誉教授、大阪大学博士〔国際公共政策〕)</mark>

針葉樹、広葉樹ごとの国有林の伐採量は大正 14 年 (1925) 以来年間 4~5万㎡であった。とこ ろが、昭和36年にはその2倍以上、38年から46年までは3倍以上の15~18万㎡に急増した(『上 屋久町郷土誌』表 28 「屋久島国有林における収穫量の推移」)。それは前岳部の共用林の広葉樹が パルプの原料として集中的に伐採された結果である。この時代に共用林組合によっては大きな利 益を上げ、それを集落に還元していた。その実態を栗生共用林組合(以下組合)で見てみる。

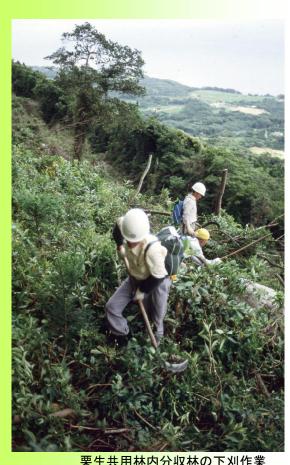
栗生の人口は令和3年260世帯、435人に過ぎないが、江戸時代中期には600人の人口があっ た。小楊子川水系の広大な村持ち林があり、カツオ漁の基地で、往時は繁栄を極めた。当初 927haの委託林が設定された組合の実態について、藤村憲治氏(元栗生診療所長)のご協力によ り、山崎明良氏、江口勝實氏、上山舜一郎氏から2回お話を伺った。戦前の委託林時代に木炭、 トリモチ、樟脳、枕木の生産を行っていた。戦後、共用林の伐採は組合が人夫を手配し、帝鉄 林業に卸していた。バブル期前後には組合の会計に最大1億5千万円があり、その中から区費を 負担した。

「昭和48年から組合員の区費は一括して組合より区に支払われたので、自己負担はなかっ た。しかし林業の先行きも見えてきたので、昭和50年からは区費の一部負担が見込まれてい る。昭和61年度栗生区一般会計決算書交付金200万

円、組合より交付(総収入1100万円)、昭和62年度 一般会計予算交付金170万円、組合より交付(総収 入1023万円)。昭和62年度婦人会交付金9万円、共 用林組合より交付(総収入17万7000円)」(『屋久 町郷土誌』第1巻、92-109頁)。

聞き取りによれば、「昭和36年以降の分収林拡大 の際、栗生には6人の親方がいて、組合との間で入 札し、地元人夫を雇用した。2020年度、神社の補修 費に500万円を寄付した結果、組合の会計に1200万 円の残金がある。組合員の区費は非組合員よりも安 い」。組合員とは「元の住民だけではなく、移住者 でも10年以上住み、定住の意思があれば組合員にな れる」とのことで栗生の独自性が見える。

栗生区と組合は、平成元年(1989)会計上合併し た。「組合長は区長が兼務する。集落常任委員会規 定に、新たに共用林に関する常任委員会を設置して 問題解決にあたる。組合財産管理については集落予 算編成時に考慮する、などが合意された」(栗生村 づくり通信 | 平成元年、第13号)。組合の財源は枯 渇し、独自な活動はもはや期待できない時代がやっ てきた。 (つづく)



栗生共用林内分収林の下刈作業 1982年日下田紀三氏撮影

屋久島生態系モニタリング



屋久島西部地域の垂直方向植生モニタリング(令和元年度)

●標高1000mプロット 〔植生概況〕高木層はイスノキ、アカガシ、亜高木層はヒサカキが優占。低木層・草本層は共にハイノキが多く、こうした下層植生のほとんどがシカの不嗜好植物であった。

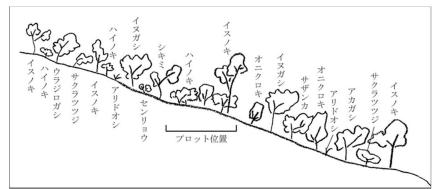
[優占種の変化]

階層区分	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和1年度
高木層 (7.0m~16.0m)	イスノキ	イスノキ	イスノキ	イスノキ
亜高木層 (4.0m~7.0m)	ヒサカキ	イヌガシ	イヌガシ	シキミ
低木層(1.0m~4.0m)	ハイノキ	ハイノキ	ハイノキ	ハイノキ
草本層(1.0m未満)	ハイノキ	ハイノキ	ハイノキ	ハイノキ

[階層毎の木本数]低木層の本数は平成16年度から徐々に減少し続け、本年度は平成16年度の半数以下となっている。ただ枯死だけでなく、低木が亜高木層へ移行したものもある。その多くはシキミ等の不嗜好植物である。低木層は突出してハイノキが多く、ヤクシカ食害の影響を強く受けたものと考えられ、植生の単純化が懸念される。







標高1000mプロットの群落横断図

屋久島の地衣類 (第1回/全3回)森の中の海

千葉県立中央博物館 市民研究員 池田裕二

苔と呼ばれるものには、一般的にコケと認識されるコケ植物の蘚苔類とそうでないものがあります。そうでないものには、シダ、藻類、地衣類などが含まれます。本シリーズでは地衣類に注目します。

地衣類とは、菌類と藻類が合体した共生体です。ちょっと変わった生き物です。

私は樹木や岩に着いて生きるランなどの着生植物が好きで、よく森の中へ花を見に行きます。その傍らには高い確率で地衣類が存在していたことが地衣類に興味をもったきっかけです。

しかし地衣類の名前を調べようにも、詳しい人がおらず、わかりやすい図鑑も無かったので、ただ「地衣類」と片付けていました。ある時、



ナンコにそつくりな地衣類

彼らの姿が海中のサンゴに似ていることに気づきました。深い森の中に、サンゴ礁を見たのです。 サンゴも褐虫藻(植物プランクトン)とサンゴ虫(動物)の共生体で、地衣類と似たような 生き方をする生物です。これは面白い、と新鮮な感動を覚え、少しずつ調べてみることにしま した。すると、まさにサンゴゴケという種類がいることがわかりました。名前を知るというこ とはその対象に愛着を持つものです。

またひとつ、森歩きの楽しみが増えたのでした。